

番 号	6-13	受付年月日	令和6年12月17日
件 名	並滝水路融雪災害復旧事業を令和7年度当初予算に計上をお願いする件	陳 情 者	只見町布沢区長 小林 幸夫
紹介議員		付託委員会	経済常任委員会

陳情全文

令和6年12月17日

陳 情 書

只見町議会
議長 佐藤 孝義 様

只見町布沢区長 小林 幸夫

並滝水路融雪災害復旧事業を令和7年度当初予算に計上をお願いする件

このことにつきましては、早期施工について一般会議はじめ担当常任委員会との懇談会・現地調査を行っていただきましたが、令和3年発生 of 農業用施設の融雪災害が今もって議会の調査・審議経過等についての回答が無く区民の間に不安と不信の声が高まっています。持続可能な集落づくりの観点から集落農業が置かれている今日的課題を踏まえスピード感のあるご審議をお願いいたします。「並滝水路」の災害復旧事業要望に対する町当局の主張と私たちの意向との間の隔たりは概ね次のとおりです。

- (1) 町は、並滝水路は明確に「融雪災害」であるにもかかわらず事前説明のないまま災害復旧事業以外の事業（「只見町公共事業補助金交付規則」第2条関係「別表」に掲げる 土地改良事業の区分「認可外事業」の補助対象基準3の「農業用施設の新設、改良、補修等に要する工事費10万円以上の事業であって、町長が認めたもの」）で採択されました。
- (2) 更に、令和4年の見積書をもって再見積書の提出を徴しないで令和5年度の当初予算に計上されたことから、この間の物価高騰による予算不足が生じ令和5年度は工事現場までの進入路整備で終わり、肝心の災害復旧本体工事が未済となり、令和6年度に災害箇所復旧工事の予算化をしていただかず今日に至っています。
- (3) (1) の一方的な「災害復旧事業以外の土地改良事業の認可外事業」適用によって災害復旧事業の原則「原形復旧・3カ年以内施工」が適用されず事業を遅延させることは容認できません。町当局が本集落にこのような措置で臨むことは、今後町内全集落に適用されることになるわけですから、この機会に町当局の真意を確認しておかなければなりません。
- (4) 更に、布沢字上平地内は同じ農業用施設の災害でありながら、受益者1人あたり3万円で町単独工事で行い、一方では並滝水路は受益者1人あたり数十万円の負担が生じる定額補助の「維持補修事業」を押し付けています。
- (5) (1) (2) の手法を一方的にとるのであれば、只見町公共事業補助金交付規則や只見町土地改良事業分担金徴収規則に定める各種「災害復旧事業」は、いつ、どんな時に適用されるのか？行政施策の公正・公平の原則をどう担保するか？条例や規則が遵守しないのは、町当局はじめ行政へのチェック機能を果たすべき議会の法令順守精神の欠如ではないでしょうか？それぞれの災害対策事業の公平・公正な「採択基準」を

町民に分かり易く周知して欲しいと思います。

(6) 災害復旧事業を採択するにあたり町長は「緊急性」「必要性」「集落間バランス」「集落負担の確約」「費用対効果」の面から事業選択をしていると説明されますが、災害復旧に限ってこんな採択基準をもって対応する自治体は全国を見渡しても見当たりません。

(7) 農業用施設に限らず全ての災害は、融雪・豪雨・地震・台風といった原因の種別によって「災害であるか否か」が判定されるものでなく、これらを要因として町民生活を脅かす事案(災害)を災害と言ってきたのではないのでしょうか? 住民の平時の暮らしを一日も早く取り戻すために「原形復旧・3年以内復旧」が「災害復旧事業」の基本理念として全国的に定着していると理解していますが、近年町当局はこの原則を踏みにじています。(6)の町当局の姿勢は新たな公共事業に取り組もうとする際の重要な論点だと思いますが、災害復旧にこの要件を適用することになれば町民の生活基盤を根底から奪う結果になりかねない極めて危険な対応と考えます。

等々が本件に対する主要な論点ですが、令和3年融雪災害復旧事業をこれ以上遅延させることは許されません。令和7年度当初予算に計上できるよう布沢区民連署をもって改めてお願い申し上げる次第であります。

なお、本件陳情の審査結果の回答にあたりましては、「採択」「願意採択」「不採択」といった抽象的、形式的な回答ではなく審議経過や結論に至った事由等について詳細にお知らせくださるようお願いいたします。

記

- 1、事業年度 令和7年度農業用施設災害復旧事業(令和3年融雪災害)
- 2、要望事業名 並滝水路融雪災害復旧事業
- 3、事業費 9,901,100円(別紙「見積書」)
- 4、その他

①耕作者の高齢化と減少によって、災害時の補助残負担が容易でない時代となりました。本要望の予算化にあたりましては、只見町土地改良事業分担金徴収規則第2条別表に掲げる町単独事業「農地・農業用施設災害復旧事業」の備考欄に掲げる3の規定を適用するか、同様の負担軽減措置を「只見町公共事業補助金交付規則」第2条関係別表に掲げる災害復旧事業の規定を改善するなどの措置を講じてくださるようお願いいたします。

②令和7年度事業化については、別途只見町長あてに提出いたしましたので申し添えます。

③審議にあたり事前調査等が必要な場合には関係者を出席させますので区長までご連絡ください。

④「並滝水路災害復旧事業」に対する町当局の今日までの一連の対応が適切な対応と判断されるのであれば、今後の町内27集落の災害復旧事業が布沢集落同様の方式が適用されることになると考えられますので「災害復旧事業」採択の基本方針並びに「採択基準」を町当局と共有した上でのご審議をお願いいたします。

⑤本陳情の審議にあたり、本集落の意向等の調査が必要な場合は関係者を出席させますので、その際は区長までご連絡ください。